

# 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等の 一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

国土交通省では、自動車の燃費性能及び排出ガス低減性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、これらの環境性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号。以下「燃費評価実施要領」という。）及び低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）に基づき、燃費性能の評価・公表及び排出ガス低減性能の認定・公表を実施している。

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ（経済産業省）及び交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会（国土交通省）の合同会議において、令和4年度燃費基準<sup>※1</sup>及び令和7年度燃費基準<sup>※2</sup>がとりまとめられているところ、今般、令和4年12月に閣議決定された令和5年度税制改正大綱において、これらの燃費基準がエコカー減税等の要件として採用された。これにより、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心が高まっている中で、燃費性能の高い自動車に対する一般消費者の理解を深めるために、小型貨物自動車及び重量車の令和4年度燃費基準及び令和7年度燃費基準の達成度の評価・公表を行う必要がある。

また、環境省の中央環境審議会の答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申（令和2年8月））の内容を踏まえ、令和4年10月、自動車の排出ガスの基準に粒子数<sup>※3</sup>（PN: Particle Number）の基準を追加しているところ、最新の基準に適合した高い排出ガス低減性能を有する自動車の更なる普及を促進するために、排出ガス低減性能の認定基準にも粒子数の基準を追加する必要がある。

以上を踏まえ、燃費評価実施要領、低排出ガス車認定実施要領等について、所要の改正を行う。

※1 令和4年度を目標年度とする、小型貨物自動車の燃費基準

※2 令和7年度を目標年度とする、重量車の燃費基準

※3 排出ガス中に含まれる粒子状物質の数

## 2. 改正の概要

**（1）燃費評価実施要領、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成21年国土交通省告示第933号）及び特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成30年国土交通省告示第623号）の一部改正**

国土交通大臣が評価・公表する燃費性能に、小型貨物自動車及び重量車の令和4年度燃費基準及び令和7年度燃費基準の達成度を追加するほか、所要の改正を行う。

## **(2) 低排出ガス車認定実施要領の一部改正**

車両総重量 3.5 トン以下であって、乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有するものに限る。）等について、排出ガス低減性能の認定を行う際の基準に、粒子数の基準への適合性を追加する。

## **(3) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

## **3. スケジュール**

公 布 : 令和 5 年 3 月 31 日

施 行 : 令和 5 年 4 月 1 日